

立木公売公告

令和4年9月20日

分任契約担当官

根釧東部森林管理署長 目黒 剛志

次により立木の一般競争入札を行いますので、買受希望者は、売買契約書（案）、国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得、及び現場を熟観のうえ入札して下さい。

1 入札物件の種類及び数量等

「立木公売物件総括表」のとおり

2 入札（開札）日時及び入札（開札）場所

(1) 入札（開札）日時 令和4年10月17日（月曜日）午後1時30分 開始

即時締切即開札

(2) 入札（開札）場所 釧路市千歳町6-11

根釧西部森林管理署 会議室

3 入札参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 森林管理局長から令和2年度から令和6年度までの林産物の売扱に係る資格確認通知書の交付を受けた者であること。

(4) 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政338号林野庁長官通知）、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

4 入札

(1) 入札注意事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得をご覧下さい。

(2) 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件ごとに別葉として総額を記載して下さい。

(旧用紙を使用する場合は、「入札注意書」を「入札心得」と読み替えることとします。)

なお、所定の用紙を使用しない場合は、「北海道森林管理局競争契約入札心得を承知のうえ、入札する」旨明記して下さい。

(3) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

(4) 郵便入札も受け付けます。

この場合、二重の封筒を使用し、表に必ず「郵便入札」と朱書し、内封筒には売扱物件毎の入札書、外封筒には有資格証明書（写）を同封のうえ、入札前日（前日が土、日、

祝日の場合はその前日) の午後5時までに到達するよう書留郵便をもって根釧東部森林管理署へ送付して下さい。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

(5) 入札参加資格を確認するため、有資格証明書の提示を求めることがあるので必ず携帯して下さい。

(6) 錯誤等を理由として、自らのした入札を無効とする旨の申出は開札後から落札宣言までの間とし、開札前又は落札宣言後は、いかなる場合も無効の申出をすることが出来ないこととします。

5 入札保証金及び契約保証金免除します。

6 契約の締結

落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）

7 延納

1件の売払代金が150万円以上、契約数量1,000m³以上で所定の担保の提供があったものについては、12箇月以内の延納を認めます。

ただし、官行造林又は数量が1,000m³未満のものについては、6箇月以内とします。

8 代金の納付(担保提供)期限

契約締結日から20日以内とします。

9 契約の解除

買受人が契約条件を履行しないで解除したときは、契約代金（消費税相当額を含む）の100分の10に相当する金額を違約金として根釧東部森林管理署長が指定する期限までに納付して頂きます。さらに、競争入札参加資格を取消し、または付与しないことがあります。

10 物件の引渡し

代金納入または延納担保提供の日から15日以内に引渡しを行います。

11 物件の搬出期間

各物件の搬出期間は「立木公売物件総括表」のとおり

12 物件明細書、売買契約書（案）等の閲覧場所

(1) 根釧東部森林管理署

標津郡標津町南2条西2丁目1番16号 電話0153-82-2202

(2) 北海道森林管理局 資源活用第一課

札幌市中央区宮の森3条7丁目70番 電話011-622-5247

13 特約事項について

売買契約にあたり物件番号1号から6号及び8号から10号については「別紙1」の特約事項、物件番号7号については「別紙2」の特約事項を付すこととしますので、十分認識したうえで入札して下さい。

14 木質バイオマス証明について

本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載し、この記載をもつ

て木質バイオマス証明に代えることとします。

15 法令制限等について

- (1) 保安林の立木伐採、または搬出に係る作業行為の知事協議の状況は「立木公売物件総括表」のとおりです。

なお、協議期間満了までに事業を終了できない場合、更新手続は根釧東部森林管理署で行いますが、事業の進行状況について照会することができますのでご協力をお願いします。

- (2) 事業実行の際は、保安林指定の有無を問わず、林地保全、河川汚濁防止等には十分配慮願います。

16 国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得等については、北海道森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>) をご覧下さい。

17 その他詳細については、根釧東部森林管理署 業務グループにお問い合わせ下さい。

根釧東部森林管理署

〒 086-1652

標津郡標津町南2条西2丁目1番16号

Tel. 0153-82-2202

050-3160-6675 (IP)

Fax. 0153-82-2284

別紙 1

特約事項

1 事業計画書等の提出及び承認

- (1) 買受人は、事業着手の45日前までに現地を精査のうえで「立木販売事業着手届及び事業計画書」を事業地を所轄する森林官を経由のうえ署に提出し、その内容について署長の承認を受けること。また、当該物件を搬出するため搬出路及び土場等を作設する場合は着手届に併せて「搬出路等作設申請書」を提出し、署長の承認を受けてから作業に着手すること。
- (2) 事業着手後に、事業期間、搬出路作設等の内容が当初の届出から変更になる場合は作業を中止し、再度着手届等を提出し承認を受けてから作業を再開すること。

2 林地保全、河川汚濁防止等

- (1) 集材に伴い他の立木に損傷を与える恐れのある場合は、当該木にあて木等をして残存木の保全に努めること。
- (2) 土場の箇所、搬出路の選定の際には、森林官と十分打合せを行うとともに、極力既設の土場及び既設の搬出路を利用すること。また、初回間伐等で既設の搬出路がなく新設する場合や二回目以降の間伐等でやむを得ず搬出路を追加する場合は次によること。
 - ア 搬出路を作設する場合はバックホウを使用すること。
 - イ 搬出路の縦断勾配は概ね10度(18%)以下とし、やむを得ない場合は短い区間に限り概ね14度(25%)程度までとする。
 - ウ 搬出路の幅員は3mとする。ただし、必要に応じて0.5m程度の余裕を付加することができる。
 - エ 搬出路の切土高は、概ね1.5m程度とする。
 - オ 搬出路の伐開幅は、必要最小限とする。
- (3) トラクタ集材に当たっては、ワインチを利用する等、林内への林業機械の走行は極力抑制する。ただし、緩傾斜地でのハーベスター等による林内作業は除くものとする。
- (4) 搬出完了後に作設した搬出路の完成図(1/5,000)を提出すること。
- (5) 河川汚濁防止に十分注意して作業すること。
- (6) 伐採搬出に使用した搬出路については、事業終了時に適切な水切りを施行するなど、林地災害等の未然防止を図ること。また、使用した林道等については、運材の終了時に不陸均し・水切り等の措置を行い、通行に支障の無いよう回復すること。
- (7) 末木枝条については、地拵え、植付け作業に支障となる場所に放置しないこと。

3 狩猟期間中の安全対策

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署は銃猟安全対策を定めることから、期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。

なお、事業者は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。

また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可獵とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を森林管理（支）署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

(1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受者が行うこと。

特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。

(2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理（支）署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受者の責任において行うこと。

(3) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

5 その他

(1) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。

(2) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。

(3) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえることをご承知下さい。

(4) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。

(5) 林道保護のため、各年3月16日から5月31日までの期間は運材を停止して下さい。

別紙 2

特約事項

1 事業計画書等の提出及び承認

- (1) 買受人は、事業着手の14日前までに現地を精査のうえで「立木販売事業着手届及び事業計画書」を事業地を所轄する森林官を経由のうえ署に提出し、その内容について署長の承認を受けること。また、当該物件を搬出するため搬出路及び土場等を作設する場合は着手届に併せて「搬出路等作設申請書」を提出し、署長の承認を受けてから作業に着手すること。
- (2) 事業着手後に、事業期間、搬出路作設等の内容が当初の届出から変更になる場合は作業を中止し、再度着手届等を提出し承認を受けてから作業を再開すること。

2 林地保全、河川汚濁防止等

- (1) 集材に伴い他の立木に損傷を与える恐れのある場合は、当該木にあて木等をして残存木の保全に努めること。
- (2) 土場の箇所、搬出路の選定の際には、森林官と十分打合せを行うとともに、極力既設の土場及び既設の搬出路を利用すること。また、初回間伐等で既設の搬出路がなく新設する場合や二回目以降の間伐等でやむを得ず搬出路を追加する場合は次によること。
 - ア 搬出路を作設する場合はバックホウを使用すること。
 - イ 搬出路の縦断勾配は概ね10度(18%)以下とし、やむを得ない場合は短い区間に限り概ね14度(25%)程度までとする。
 - ウ 搬出路の幅員は3mとする。ただし、必要に応じて0.5m程度の余裕を付加することができる。
 - エ 搬出路の切土高は、概ね1.5m程度とする。
 - オ 搬出路の伐開幅は、必要最小限とする。
- (3) トラクタ集材に当たっては、ワインチを利用する等、林内への林業機械の走行は極力抑制する。ただし、緩傾斜地でのハーベスター等による林内作業は除くものとする。
- (4) 搬出完了後に作設した搬出路の完成図(1/5,000)を提出すること。
- (5) 河川汚濁防止に十分注意して作業すること。
- (6) 伐採搬出に使用した搬出路については、事業終了時に適切な水切りを施行するなど、林地災害等の未然防止を図ること。また、使用した林道等については、運材の終了時に不陸均し・水切り等の措置を行い、通行に支障の無いよう回復すること。
- (7) 末木枝条については、地拵え、植付け作業に支障となる場所に放置しないこと。

3 狩猟期間中の安全対策

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署は銃猟安全対策を定めることから、期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。

なお、事業者は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。

また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可獵とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を森林管理（支）署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

(1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受者が行うこと。

特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。

(2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理（支）署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受者の責任において行うこと。

(3) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

5 その他

(1) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。

(2) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。

(3) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえることをご承知下さい。

(4) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。

(5) 林道保護のため、各年3月16日から5月31日までの期間は運材を停止して下さい。